

令和3年度 地区別公区長会議質疑応答

忠類地区 令和3年11月24日(水)

No.	質問者	質問・意見	回答	担当部
(1) 使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)について				
1	忠類錦町	<ul style="list-style-type: none"> 公区の総会で施設を使用する場合に、使用料は免除でいいか再確認したい。 キャンセル料は取らなければならないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定の施設を使用する場合は免除となる。また、指定の施設に収容できない人数が集まる総会等で、指定の施設より広い施設を使用する場合についても、施設管理を所管する担当課と調整のうえ、免除となる場合がある。 空予約を防止し、効率的な施設運営を行うという観点からキャンセル料を設定したところであり、ご理解願いたい。 	企画総務部 企画総務部
2	忠類上当	<ul style="list-style-type: none"> ナウマン公園のキャンプ場について、使用料を徴収するためには人員の配置が必要であると思うが、採算は取れるのか。 使用料を取ることで利用者が減り、忠類地域の購買力の低下に繋がってしまうのであれば、使用料を取っていくことが果たして正しいことなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> インターネットサービスを活用して運営する予定で検討しており、システム運営者には、使用料に一定の割合を乗じた額を支払うため、費用が逆転することはないと考えている。 キャンプ場が忠類地域における大きな観光拠点であるということは認識しているが、市場性の高い施設については、原則使用料を徴収する考えである。 	忠類総合支所 企画総務部
3	忠類上忠類	<ul style="list-style-type: none"> キャンプ場が有料化されると、道の駅の駐車場にキャンピングカーを停める人が増えて、本来の利用に支障が出る可能性があるため、看板で明記する等の対策を取っていただきたい。 キャンセル料について、使用料の納付期限が使用日当日までに緩和されることで、徴収業務が増加することが懸念される。無駄な予約を防ぎ施設をより効率的に運営するという観点からも、以前の「速やかに納付」の方が良いのではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 道の駅駐車場については、仮眠は可能であるが、宿泊は原則禁止としているため、その旨を周知しているが、なかなか守っていただけないのが現状であるため、引き続き対策を考えたい。 前納制で、かつ、キャンセルの場合に使用料を還付しない方法で審議会に諮ったところ、対応が厳しすぎるといった意見があったため、キャンセル料を設けたものであり、ご理解願いたい。 	忠類総合支所 企画総務部
4	忠類栄町	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、講演会や音楽会等で、出演者の日程等を確保しているため、何としてもこの日にやりたいといった場合でも、申し込みは3カ月前でないとできないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 予約の方法については、現在調整中であるが、現在の案では、大会や講演等で使用する団体については、比較的早くに施設を押さえる必要があることから、使用月の1年前の1日から予約可能とする予定である。ただし、全国、全道規模の大きな大会については、1年を超えて企画が立ち上がった場合があることから、随時予約を受け付ける予定である。 	企画総務部
(2) 新型コロナワクチンの接種について				
5	忠類上忠類	<ul style="list-style-type: none"> 1回目と2回目は他の市町村でワクチン接種を行い、3回目の接種時期には忠類に転入してきての方への案内はどのようになるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状のシステムでは、本町でワクチン接種をした人しか把握できないため、転入された方からの申し出による調整を想定しており、転入手続きの際に、ワクチン接種についてのアナウンスを行うなどで対策をしたいと考えている。 	住民福祉部
その他質疑				
6	忠類錦町	<ul style="list-style-type: none"> 避難所となる忠類コミュニティセンターと学校の体育館に冷暖房設備を整備していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 暖房設備については、停電になっても使えるストーブを用意しているが、冷房については、コミュニティセンターや学校の体育館には整備していないため、現状では、例えば体調の悪い方はエアコンのある教室に移動させる等の対応や大型の冷風機を設置するなどの対応を考えている。 	住民福祉部 忠類総合支所

令和3年度 地区別公区長会議質疑応答

札内東地区 令和3年11月24日(水)

No.	質問者	質問・意見	回答	担当部
(1) 使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)について				
1	中央町3	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針内に行政区の地域コミュニティ活動という文言があるが、自分の地域では、公区としてのコミュニティ活動はあるが、行政区としての地域コミュニティ活動はない。公区のコミュニティ活動と行政区のコミュニティ活動は、全く別ものとするが、町の考えを説明いただきたい。 公の団体である行政区と任意団体とを同じものであるかのように表現するのは、曖昧すぎると思う。(意見のみ。回答不要) 	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の書き方は、行政区という書き方となっているが、趣旨としては、いわゆる町内会や自治会等の任意的な組織で活動されている場合について、使用料を免除するといったものであるが、地域によっては、公区ではなく行政区という考え方で活動されている場合もあることから、基本方針においては、行政区の地域コミュニティ活動という表現をしている。 	住民福祉部
2	青葉町2	<ul style="list-style-type: none"> 老人クラブ等で使用する福祉バスは、使用料はかからないということでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉バスの利用については、使用料はかからない。 	企画総務部
(3) ごみ収集方法の見直しについて				
3	北町1	<ul style="list-style-type: none"> マナーの悪いごみ集積所に、A3のサイズでラミネートした啓発看板を町で設置してもらえないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 掲示する内容について相談のうえ、対応させていただく。他の行政区についても、マナーの悪いごみステーションがあったら町に連絡いただきたい。 	住民福祉部

札内西地区 令和3年11月24日(水)

No.	質問者	質問・意見	回答	担当部
		※質疑なし		

令和3年度 地区別公区長会議質疑応答

幕別農村地区 令和3年11月26日(金)

No.	質問者	質問・意見	回答	担当部
その他質疑				
1	相川西	<ul style="list-style-type: none"> 閉校した学校の元教員住宅に、9月に入って人の出入りがあり、夜も車が駐車していると近所の方から連絡があった。広報紙の配布や災害時の対応もあるので、地域に引っ越してきたのであれば、公区長のところに挨拶に行くよう町として助言すべきでは。 	<ul style="list-style-type: none"> 元教員住宅については、町の普通財産として管理しており、新規就農希望者などに対し、1年間を上限として賃貸契約を締結し、利用していただいている。他の住民と同様に、転入、転居の手続きの際には、対象地区の公区長の氏名と連絡先をお知らせするとともに、町内会への加入について説明をしているところであるが、今後においても、入居者に対して案内を徹底する。 	企画総務部
2	大豊	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧の関係について、災害が起きて3日以内に町に報告したものが復旧の対象になり、それ以外のものに関しては対象にならないと説明を受けたが、3日間で被害の有無を確認できる範囲には、公区長だけでは限界がある。 グレーダーをかけた後の除雪で、砂利が畑に入ってしまう。春に草刈りをする時、その砂利でディスクの刃が欠けてしまう。グレーダーのかけ方をもう少し考えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が起きた、もしくは、起きている可能性がある場合には、町がパトロールを実施し、災害が発生している箇所の特定制を行っている。後日、被災箇所について町に連絡がきた場合には、3日という期間に限らず、対応を行うので、情報提供願いたい。 委託する事業所に対し、指導を徹底する。 	建設部

幕別市街地区 令和3年11月26日(金)

No.	質問者	質問・意見	回答	担当部
(3) ごみ収集方法の見直しについて				
1	旭町1	<ul style="list-style-type: none"> 各家庭に配布されるごみカレンダーについて、ポスティングで行っていると聞いているが、町広報紙と一緒に配布すれば、予算はかからないし、町内会の役員が配布することで、地域でごみの話しをするきっかけとなり、ごみの出し方等が改善されるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去には公区長に配布をお願いしていたが、公区長から手間がかかるという意見が多く、ポスティングに切り替えたものである。ポスティングには、全戸配布という利点もあることから、ご理解願いたい。 	住民福祉部
その他質疑				
2	旭町1	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線の個別受信機について、未だ受け取っていない方に対して、町職員が戸別訪問して配布することはできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 未だ個別受信機を設置していない世帯には、複数回書類で受け取りについての案内をしているところであるが、個別受信機を設置したいが役場に行くことが難しい方には、町職員が自宅に伺い設置するので、地域にそういう方がいましたら、町まで情報提供いただきたい。 	住民福祉部

情報提供・その他質疑

No.	質問者	質問・意見	回答	担当部
3	新町	<ul style="list-style-type: none"> 先日行われた衆議院選挙について、期日前投票が始まる前に、選挙公報が自宅に届くようにすることは可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> 選挙公報については、北海道の選挙管理委員会から市町村の選挙管理委員会に選挙公報が届き、それを受けて、町の選挙管理委員会から各世帯へポスティング、あるいは郵便で配送している。告示日の2日後に北海道の選挙管理委員会から選挙公報が届くため、現状は、期日前投票に間に合うように各世帯に配送することが難しい状況にある。 	企画総務部

